

北海道労働局ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

1 目的

この運用方針は、「厚生労働省公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」（「約款による外部サービス等における情報処理の手順書」平成31年3月13日 厚生労働省統括情報セキュリティ管理者）に従い、北海道労働局が開設するソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）で情報を発信するための運用に関し必要な事項を定めるものである。

2 運用管理者

SNS の運用管理者は雇用環境・均等部企画課とする。なお、運用管理者については、今後の運用状況に応じて変更することがあるものとする。

SNS	アドレス
Twitter	https://twitter.com/HKDMHLWitter
Facebook	https://www.facebook.com/mhlw.hokkaido/
YouTube	https://www.youtube.com/channel/UCU37RXEEsFqGdyxu1FBkK6w

本運用方針は、上記のアカウントのほか、別紙に記載する SNS の各アカウントにも適用することとする。

この場合、運用管理者の「雇用環境・均等部企画課」は各アカウントの担当課室に読み替えるものとする。

3 運用方法

- (1) 運用管理者は、広報資料や行政に関する情報など必要に応じて投稿する。
- (2) 各アカウントに対する利用者のコメント等への返信は、原則として行わないこととする。
- (3) 本サービスの提供にあたっては、「厚生労働省公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に従い、同方針3(2)に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除、拒否する可能性があることとする。

4 知的財産権

各アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画、記事等の知的財産権は北海道労働局又は正当な権利を有する者に帰属するものであること。

なお、掲載記事について、出所を明記しての転載は可能であるが、「無断転載を

禁じます」等の注記がある場合には、この限りではないこと。

5 免責事項

各アカウントに掲載されている情報の正確さについては、万全を期すものであるが、利用者が各アカウントの情報をを用いて行う一切の行為、利用者間のトラブル、利用者と第三者との間のトラブル、その他各投稿に関連して生じたいかなるトラブル・損害について、北海道労働局は一切の責任を負わないものであること。

6 その他

北海道労働局は、予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合があること。